

海外経済要録

国際機関

◇OECD、1971年の経済見通しを発表

OECDは12月29日、1971年の経済見通し(OECD, Economic Outlook)を発表した。要旨次のとおり。

- (1) 米国経済は停滞を脱しつつあり、71年は潜在成長率を上回る拡大が見込まれる。その他の多くの国では現在のゆるやかな景気スロー・ダウンが年次まで続くが、その後は徐々に拡大に転じよう。71年のOECD加盟国全体の成長率は4.75%と70年(2.75%)を上回るものとみられる。
- (2) 物価は70年下期以降若干騰勢が鈍化しているが、賃金の上昇が続くかぎりなお根強い上昇を続けよう。現在のインフレは「広範かつ深刻で早急な改善を要する」問題である。
- (3) 加盟国の輸出は69年、70年と2年連続して16%前後の高い伸びを示したが、71年は10~11%に鈍化しよう(数量ベースでは8%増、70年は10%増)。
- (4) 70年中に主要国の経常収支不均衡は大きく改善した。71年の各國経常収支も大勢としてはほぼ前年並みとみられる。

OECDの1971年経済見通し(注)

	実質成長率 (%)		輸入増加率 (%)		輸出増加率 (%)		経常収支 (百万ドル)	
	1971年	1970年(実績見込み)	1971年	1970年(実績見込み)	1971年	1970年(実績見込み)	1971年	1970年(実績見込み)
OECD計	4.75	2.75	10.5	15.0	10.5	16.0	—	—
米国	4.0	▲ 0.25	10.0	10.0	8.5	16.0	2,000	1,700
カナダ	4.0	2.75	10.0	3.5	9.0	16.75	800	1,000
日本	10.5	11.5	16.0	26.0	17.5	21.5	2,400	1,950
フランス	5.75	5.75	13.0	10.5	12.5	20.0	▲ 200	0
西ドイツ	3.0	4.5	8.0	20.0	9.5	17.25	1,350	1,000
イタリア	6.75	6.5	15.0	22.0	14.5	14.0	1,250	900
英國	3.0	1.75	9.0	10.0	7.5	9.0	800	1,050

(注) 1971年の物価(GNPデフレーター)の見通しは今回公表されていない。

米州諸国

◇ニクソン大統領の一般教書

ニクソン大統領は1月22日、恒例の一般教書を議会に提出した。本教書はもっぱら内政問題に重点を置き、

①社会福祉の改革、②平和時における繁栄の達成、③自然環境の保護、④医療保険制度の改革、⑤地方財政の強化、⑥連邦行政機構の再編成の6項目につき所信を表明している。その主要点は次のとおり。

- (1) 昨年は生産費上昇率が鈍化するなどインフレが鎮静に向かったが、本年は一段とその傾向が進行しよう。ただインフレ収束への過程で失業が増大してきているので、これに対処するため、経済が完全雇用状態にある場合に想定される歳入規模を基礎に歳出を計上した「完全雇用予算」を提出する。これに加え、①連邦準備制度による経済拡大に必要な通貨の供給、②賃上げ、値上げに際しての労使の自粛努力によって平和時の繁栄は達成されよう。
- (2) 財政危機にある州・地方自治体を再建強化するため、政府が資金使途に制限をつけない50億ドルを含め総額160億ドル(本年度比25%以上の増枠)を州・地方自治体に配分(いわゆる revenue sharing)する。
- (3) 長年にわたる連邦政府機関の増設からその組織、機能とも複雑化してきてるので、これを効率化するため、国務、財務、国防、司法各省を除く他の8省を、人的資源(human resources)、地域開発(community development)、天然資源(natural resources)、経済開発(economic development)の4省に再編成し、現行12省を8省に削減する。

◇ニクソン大統領の予算教書

ニクソン大統領は1月29日、1972会計年度予算教書を議会に提出した。同教書の概要は次のとおり。

- (1) 予算規模は、歳入2,176億ドル(本年度実績推定1,942億ドル)、歳出2,292億ドル(同2,128億ドル)と、歳出の伸び(本年度実績推定比+7.7%、前年+8.2%)に比べ歳入の伸び(同+12.0%、+0.3%)が大きいが、それでもなお116億ドルの赤字(本年度当初予算13億ドルの黒字、実績推定186億ドルの赤字)を計上しているのが特徴的である。

これは秩序ある経済拡大を促進するため「完全雇用予算」の概念を採用し、歳出を経済の完全雇用水準で想定される歳入(2,293億ドル)の限度いっぱいまで計上したためであるが、ニクソン大統領は、依然として

完全雇用歳入規模以内に収まっているので、これによりこのところ収束しつつあるインフレを再び加速することはないと説明している。

(2) 歳入面では、減価償却ガイドラインの緩和による税収減等にかかわらず、景気拡大(71年の名目G N P +9%の見通し)に伴う法人税(本年度実績推定比+22%)、個人所得税(同+6%)等の大幅な税収増を見込んでいる。なお一部で予想されていた付加価値税の採用等新規の増税措置は提案されていない。

(3) 歳出面では、このところ減少傾向にあった国防費が

米国の1972年度予算案

(単位・億ドル)

	1972年度 予 算 案	1971年度 実績推定	前年度比 増減(△額)
歳 入	2,176	1,942	234
歳 出	2,292	2,128	164
収 支 じ り	△ 116	△ 186	70
歳 入 内 訳			
個人所得税	937	883	54
法人所得税	367	301	66
社会保障税	576	490	86
消費税	175	168	7
そ の 他	121	100	21
歳 出 内 訳			
国 防 費	775	764	11
国際関係費	40	36	4
宇宙開発費	32	34	△ 2
農業関係費	58	53	5
天然資源費	42	26	16
商業・運輸費	109	114	△ 5
地域開発・住宅費	45	39	6
教育・労働費	88	83	5
保 険	160	149	11
所 得 保 障	607	555	52
復員軍人費	106	100	6
国 債 利 子	197	194	3
一 般 行 政 費	50	44	6
そ の 他	△ 17	△ 63	46

歳出項目の構成比推移

(単位・%)

	1972年度 予 算	1971年度 実績推定	1970年度	1965年度
国 防	34	36	41	42
人的資源計画	42	42	37	30
そ の 他	24	22	22	28

微増したが、一般教書で示された社会福祉改革の線に沿って所得補償費を中心に人的資源関係支出が大幅増となっており、この結果歳出総額に占める国防費の割合は本年度実績推定36%から34%に低下(人的資源関係支出の割合は42%と横ばい)、民生関係費優先という従来の方針には変化はみられない。この間、地方財政援助のための revenue sharing として 160 億ドルが計上されている。

◆ニクソン大統領の経済報告

ニクソン大統領は 2 月 1 日、1971年の経済報告を議会に提出した。報告の主要点は次のとおり。

(1) 1971年の経済運営の目標は「調和のとれた成長 (orderly expansion)」、すなわちインフレを抑制しつつ失業率を引き下げるため、可能な限り経済拡大を図ることである。本年の経済は住宅建設の活況、地方政府支出の増大、金利の低下、所得と貯蓄の増大、GMストのキャッチ・アップ増産等の拡大要因を内包してはいるもののなお不十分なので、財政面で完全雇用実施等の拡大策を探るつもりであり、これに連邦準備制度による十分な通貨供給が加われば上記目標を達成できよう。

(2) したがって本年のG N P は、名目 10,650 億ドル(伸び率 9%)と一般的の予想より大幅な伸びを期待しうるが、完全雇用(失業率 4%)の達成を急ぐあまり拡大が行きすぎればインフレ再燃の危険があるので、72年央までに失業率を 4.5% 前後(zone)、物価上昇率(G N P デフレーター)を 3% 前後(range)に低下させることをめどに政策運営を行なうのが適当である。

(3) 物価面では、インフレ対策の奏功から生産性の上昇、単位労働コストの上昇率鈍化、一部賃上げ幅の頭打ちのきざしがみられるなど、すでに鎮静の緒についており、本年もこの傾向が続こう。

物価対策としては、景気拡大を適切なテンポにとどめ、自由市場メカニズムを十分機能させることによりインフレ抑制と完全雇用を同時達成できるので、政府は今後とも賃金・物価の統制を実施するつもりはない。ただ、この市場メカニズムを阻害する要因がある場合には、政府がその権限の範囲内である程度介入する方針である。

(4) 米国が基軸通貨国として、国際収支赤字幅の拡大を阻止するには国内でインフレを抑制することも必要であるが、主要国が黒字を出すように平価を維持したり、その他の国際収支対策を探るかぎり、米国は国際収支の赤字を解消することはできない。

(5) インフレ圧力の緩和等の観点からも基本的には自由貿易主義を推進していくことが大切であるが、これにより一部産業に負担がかかることがないようなんらかの調整措置が必要であろう。米国内で最近保護貿易主義の動きが強まってきた背景には、一部貿易相手国が同様の措置を探っていることによる面もあることを指摘しておきたい。

◇米国、公定歩合の引下げ

米国連邦準備制度理事会は1月7日、ニューヨーク等10連銀^(注1)の公定歩合引下げ(5.5→5.25%、8日から実施)を、次いで同月18日にはボストン等6連銀^(注2)の公定歩合引下げ(5.25→5.0%、19日から実施)をそれぞれ承認した旨発表した。

再度にわたる引下げの趣旨について同理事会は、いずれも「短期金利のいっそうの低下にかんがみたもの」との説明を行なっている。

これにより、公定歩合は昨年11月以来4度にわたって引き下げられ、68年3~4月の水準となった。

(注1) 1月8日アトランタ連銀の引下げ(実施日11日)が、同14日残るダラス連銀の引下げ(同15日)が、それぞれ承認された。

(注2) 1月20日シカゴ連銀の引下げ(実施日21日)が、同21日ニューヨーク等2連銀の引下げ(同22日)が、同28日残るリッチモンド等3連銀の引下げ(同29日)が、それぞれ承認された。

◇米国、国際経済政策会議の設置

ニクソン大統領は1月19日、「国際経済政策会議(Council on International Economic Policy)」を設置した。

これは従来、貿易、援助、投資、国際金融等対外経済政策の所管が異なるところから、政策の立案、実施が区々となりがちであったのを改め、閣僚レベルで総合調整を図ることを目的として設置されたものである。同会議の構成メンバーは、ニクソン大統領(議長)、ロジャーズ国務長官(副議長)、財務・商務・労働・農務の各長官、行政管理予算局長官、大統領経済諮問委員会委員長、国家安全保障問題・国内問題担当の両大統領補佐官、通商交渉特別代表および今回新たに事務局長兼国際経済政策担当大統領補佐官に任命されたピーターソン Bell & Howell 社会長である。

◇米国輸出入銀行のユーロ・ドラー借入れ等について

1. 米国輸出入銀行は1月15日、米銀海外支店の保有するユーロ・ドラー資金を対象として、下記要領により10億ドルを限度に借入れを行なう旨発表した。本件借入れの趣旨につき同行は、「米銀海外支店保有のユーロ・ダ

ラー資金に対して米国内で投資する機会を提供することにより、同資金が米国から諸外国に流出し、国際収支が悪化するのを防止しようとするもの」と説明している。

借入れ形式	3か月もの promissory noteの発行
金 利	6%(当時のロンドンにおける3か月ものユーロ・ドラー金利)
割当て方法	米銀海外支店が当該本店に対し70年12月23日に終わる4週間に保有するユーロ・ドラー債権の平均残高に応じて案分

2. 一方、連邦準備制度理事会は、上記措置に関連してレギュレーションMを次のとおり改正し、1月15日から実施する旨発表した。

- (1) 米銀は、ユーロ・ドラー借入れに関する準備率免除基準額(reserve-free base)の計算にあたり、海外支店の保有する上記輸出入銀行 note を算入することができる。
- (2) 準備率免除基準額として準備対象預金の3%を基準とする銀行については、1月20日に終わる計算期間から同基準額の自動的引下げ措置(automatic downward adjustment)の適用を受けることになっていた(45年12月号「要録」参照)が、これを2月17日に終わる計算期間から適用することに改める。

◇米国、对外投融資規制の一部改正

米国商務省および連邦準備制度理事会は1月7日、1971年の对外投融資規制につき、概要次のとく小幅の緩和措置を実施する旨発表した。両者とも「国際収支大幅赤字にかんがみ規制の大筋は維持せざるをえなかった」と説明している。

1. 企業の对外直接投資(商務省所管)

- (1) 規制適用免除限度額を従来の1投資家当たり1百万ドルから2百万ドルに引き上げる(ただし従来同様、低開発国向けには上記のほか年間4百万ドルまで規制の適用を免除)。

- (2) 投資限度額算定にあたって域内投資収益を基準^(注)として選択する場合には、従来の限度額が前年中の同収益の30%であったのを40%に引き上げる。

(注) 投資限度額算定にあたっては、このほか地域別投資残高を基準とするものがあるが、これについては今回据置き。

- (3) 直接投資をしている企業が保有する海外短期金融資産については、①1965~66年の平均残高、あるいは②25千ドルのいずれかを限度として規制されていたが、②の限度を100千ドルに引き上げる(上記3措置により投資限度総額は昨年の36億ドルから20%方引き上

げられる)。

(4) 商務省に対し四半期ごとに報告すべき投資額の基準を、従来の1百万ドル以上から2百万ドル以上に引き上げる(本措置により、報告義務を負う企業数は700社から550社程度に減少する見通し)。

なお、商務省ではこれらの措置につき、主として小企業および新規の投資を行なう企業の便宜を図る趣旨から実施したと発表している。

2. 銀行の対外貸出ガイドライン(連邦準備制度所管)

(1) 一般枠および中長期輸出貸出枠から成る総枠は据置きとするが、一般枠中の西歐大陸諸国向け短期貸出に対する限度額(いわゆる sub-ceiling、67年末当該貸出残高の75%)から輸出信用を除外する。

(2) 米国が参加している国際機関(世銀、米州開銀、アジア開銀)の発行する中長期債の銀行取得を規制対象外とする(なお、銀行以外金融機関については従来から規制対象外)。

◇米国、事業設備の減価償却ガイドラインの緩和

ニクソン大統領は1月11日、事業設備の減価償却に関するガイドライン(1962年7月設定、歳入手続〈Revenue Procedure〉第62—21号)を次のように修正し、1月1日にそとして実施する旨発表した。本措置は、企業の設備投資を刺激することにより失業率の低下と景気回復を図ることをねらったもので、これによる税負担軽減額は71年中26億ドル、ピークの76年には40億ドルに達すると説明されている。

(1) 1971年以降取得した事業設備については、その耐用年数を現行ガイドラインによる基準年数の20%の範囲内で短縮または延長し、これに基づく減価償却を認める。

(2) 現行ガイドラインの下で減価償却の限度を定めていた「減価償却引当金比率テスト(reserve ratio test)」(注)を廃止する。

(3) 設備設置の第1年次には半年分の減価償却しか認めていない現行方式を修正し、71年以降設置する事業設備のうち上半期中に設置する分については、1年分(下半期中に設置する分については従来どおり半年分)の減価償却を認める。

(注) 減価償却速度の適否を判定するため、資産取得額に対する減価償却引当金額の比率につき、あらかじめ業種別その他の事情を考慮して算定されている標準的な比率を尺度として各企業の償却方法をチェックするテスト。

◇米国、「70年投資家保護法」の成立

米国では12月30日、「投資家保護財團(Securities In-

vestor Protection Corporation、略称SIPC)」設立を骨子とする「70年投資家保護法」が大統領署名を経て発効した。同法に規定されたSIPCの業務内容等次のとおり。

(1) SIPCは、投資家の証券会社倒産による損失を補償する。すなわち、証券会社が経営不振に陥り、顧客からの預り金ないし預り有価証券を返済できないおそれが生じた場合、SIPCは当該地区連邦裁判所に破産宣告および清算人選定を申し立てる。裁判所の審決後、清算人は財務状況を調査のうえ、顧客に上記預り金等の払いもどしを行なうが、不足を生じた場合はSIPCが1証券会社、1顧客ごとに5万ドル(ただし現金2万ドル)の範囲内で補償する。

(2) 基金は証券取引委員会(SEC)登録の全証券会社の拠出による。基金総額は150百万ドルを当面のめどとし、さしあたり法律発効後120日以内にその半額(75百万ドル)(注)をもって発足する。

(注) まず全証券会社から1969年間収入(主として手数料収入)の1%相当額(約7百万ドル)の拠出を受け、さらにこれまで各証券取引所が独自に設けていた投資家保護のための信託基金(残高3百万ドル)を取りくずして基金とし、不足額65百万ドルについては全国銀行團から融資枠の設定を受ける。

その後、基金総額が150百万ドル(うち銀行融資枠は50百万ドル以下)に達するまでの間、証券会社は年間収入の最低1%相当額の拠出を続ける。SIPCが必要かつ業界に負担能力ありと認めた場合には、拠出額を同1%相当額まで引き上げうる。

(3) SECが投資家保護ならびに信用秩序維持のため必要と認めた場合、財務省は10億ドルを限度にSIPCに対し無担保融資(注)を行なう。

(注) 同融資の金利については、償還期間が当該融資期間に相当する国債の市場利回り(融資実行の前月中平均)を勘案のうえ、財務長官が定める。

なお、財務省借入れは業界の拠出によって返済されるが、同残高がある間、SECは証券会社が5,000ドル超の大口取引について1,000ドル当たり最高20セントの取引付加金(transaction charge)を顧客に課すことを認める。

(4) SIPC理事会は、財務省、連邦準備制度理事会代表(各1名)、大統領任命による証券業界代表(3名)および公益代表(2名)の計7名で構成される。理事長は公益代表の中から大統領が任命する。

(5) SIPCの規約制定、業務運営等については、SECが検査、監督権限をもつ。

なお、証券会社が顧客から担保として受け入れた証券の利用、ないし担保に供する目的での証券の借入れについては、すでに厳格な規制が実施されている。これに対し、単なる預り金・預り有価証券についてはSECの規制権限が明確でなかったので、今回の投資家保護法制定と同時にこの点も明文化された(1934年証券取引法第15条(C)3改正)。

歐　洲　諸　國

◇英國、中・長期国債を発行

英國大蔵省は、海外短資の流入に伴う増加流動性の吸収ならびに市場金利の急落阻止をねらって、1月7日および14日に高利回りの中・長期国債を発行した。発行要項はそれぞれ次のとおり。

中期国債

発行日	1月7日
発行額	6億ポンド
償還期限	1976年8月
表面金利	6.5%
発行価格	94.25ポンド
応募者利回り	7.854%

長期国債

発行日	1月14日
発行額	5億ポンド
償還期限	1995年11月
表面金利	9.0%
発行価格	94.50ポンド
応募者利回り	9.5875%

◇英國、居住者の外貨借入れ等に関する為替管理法を改正

英國大蔵省は1月11日、居住者の外貨借入れ等に関する為替管理法を改正し、1月12日から実施する旨発表した。改正の要点次のとおり。

- (1) 居住者の外貨借入れおよびスターリング域外からのスターリング借入れの承認申請は、すべて英蘭銀行に対し行なうこと(従来は外貨借入れ返済あるいは利息支払などのための外貨借入れ等、案件によっては公認銀行限りで承認される場合があった)。
- (2) 居住者の外貨借入れは、通常借入れ期間5年以上のものに限り認められる(従来は期間の制限はなく、個人消費関連等最も優先順位の低いものでないかぎり承認される扱い)。

なお、海外投資資金調達のための外貨借入れ(1月号「要録」参照)、輸出業者による輸出代金決済までの短期外貨借入れ等は従来同様認められる。

- (3) 企業の非居住者からのスターリング借入れは通常認められない。個人による借入れは、特定の条件を満たしたもの(英国内の個人資産を担保とした借入れの返済および利息支払等)に限り認められる(従来は企業、個人とも優先順位の最も低いものでないかぎり承

認される扱い)。

なお本改正は、昨秋以降急増した企業の海外短資取入れを抑制し、金融引締め政策の抜け道を封ずるため採られた措置である。

◇西ドイツ、7.5%利付連邦債を発行

西ドイツ連邦政府は1月19日、7.5%利付長期債を発行した。西ドイツの一流債表面金利は本年にはいつすでに0.5%引き下げられ8.0%となっていた(注)が、今回さらに0.5%引き下げられたもので、これによって70年2月の水準に復したことになる。これは、昨年12月來の長期金利の低下に対応したものであると説明されている。

発行要項は次のとおり。

発行額	550百万マルク
表面金利	7.5%
期間	10年
発行価格	99%
応募者利回り	7.64%

(注) 1月7日、8.0%利付連邦鉄道債を発行(1月号「要録」参照)。

◇西ドイツ政府、年次経済報告を議会に提出

西ドイツ政府は2月2日、連邦議会に1971年年次経済報告(Jahreswirtschaftsbericht)(注)を提出した。

(注) 経済安定成長促進法第2条に基づき、政府は毎年1月、年次経済報告を議会に提出する義務を負っている。

報告の主要点次のとおり。

(1) 71年の景気見通し

イ. 71年の西ドイツ経済は、政府消費、個人消費が引き続き高い伸びを維持するものの、設備投資の大幅な鈍化を主因に全体として落着きに向かうと思われる。この間消費者物価の上昇率は年率3%程度(前年3.8%)に低下、失業率も1%以内に収まろう(別表参照)。

ロ. 政府見通しの個々の経済指標は、71年中に物価の安定と完全雇用を同時に達成するために必要なぎりぎりの目標線であり、いわば警告指標(Warntafel)とも呼びうるものである。とくに企業および労働組合が、物価・賃金の決定にあたり、政府のガイドラインに沿った行動をとるよう期待する。

(2) 政策の基本的態度

イ. 政策運営にあたっては引き続き物価安定、完全雇用、適正成長等政策目標の同時的達成に向かって努力する。財政面については、連邦・州の71年度財政規模は前年比12.5~13.5%増の大型予算となるが、景気の推移からみれば望ましい規模と考えられ、こ

の点についてはブンデス銀行、経済専門委員会、景気委員会、財政計画委員会とも意見の一一致をみている。企業の設備投資の鈍化傾向に対しては減税措置の実施(注1)によって過度の落込みは防止されよう(7.0~8.0%の増加率は中期的な成長見通しからみてきほど低いものではない)。またかりに経済活動に沈滞のおそれが生じた場合は、景気調整準備金の解除や景気付加税の期限前解除・早期還付等の手段(注2)によって景気の過度の落込みを回避することができる。ただしこれらの景気支持策は、景気情勢がこれを必要とし、物価・賃金動向がそれを許す場合にのみはじめて発動されよう。金融政策の運営にあたっては、経済が政府の見通しに沿って推移するよう配慮されるべきであり、景気が支障なく正常化に向かうようブンデス銀行の適切な金利措置、流動性措置を期待する。

ロ. 社会市場経済(eine soziale Marktwirtschaft)を引き続き推進するため、競争政策、景気政策、構造改善対策、社会政策等の総合的検討が必要と思われる。

(注1) 本年1月1日以降、設備投資税の引下げ(6.0→4.0%)、2月1日以降、遅延的減価償却の復活(45年8月号「要録」参照)が予定どおり実施された。

(注2) 景気調整準備金は70年1月以降積立て(70年末現在約30億マルク)、景気付加税は70年8月~71年6月間徴収し、以後73年3月末までに還付する予定(1月18日現在約24億マルク凍結)。

年次経済報告における政府見通し (対前年比、単位・%)

	1969年	1970年	1971年
個人消費	+ 10.8	+ 11.4	+ 7.5~8.5
政府消費	+ 11.7	+ 12.4	+ 12.5~13.5
設備投資	+ 17.2	+ 22.0	+ 7 ~ 8
経常海外余剰 (十億マルク)	14.9	11.3	12 ~13
GNP成長率(名目)	+ 11.9	+ 12.4	+ 7.5~ 8.5
GDP % (実質)	+ 8.1	+ 4.8	+ 3~ 4
同 デフレーター	+ 3.6	+ 6.5	+ 3.5~ 4.5
消費者物価	+ 2.5	+ 3.8	約 +3
失業率	0.8	0.7	1弱
企業財産所得	+ 5.9	+ 7.5	+ 3~ 4
非自営労働による粗所得	+ 12.7	+ 17.3	+ 9.5~10.5

◇フランス、公定歩合を引下げ

フランス銀行は1月8日、公定歩合を0.5%引き下げ6.5%とすることを決定した。これは前日の米国の公定歩合引下げなど、海外金利が一段と低下してきたことに呼応したものであるが、同時に国内景況の回復を軌道に

乗せることを考慮したものとされている。

なお、E E C域外向けの輸出関係手形金利および大蔵省証券買入れ利率は据え置かれた。

同行の新貸出金利体系は次のとおり(カッコ内は旧レート)。

基準割引歩合	6.5%	(7.0%)
証券担保貸付	8.0%	(8.5%)
輸出関係手形(中期)		
E E C諸国向け	6.5%	(7.0%)
E E C域外向け	4.5%	(同左)
大蔵省証券買入れ利率	4.0%	(同左)

◇フランス、市中貸出金利を引下げ

フランス銀行協会は、前項の公定歩合引下げに伴い、次のように市中貸出金利の引下げを決定、1月11日から実施した(カッコ内は旧レート)。

なお、短期貸出基準金利の下げ幅(0.25%)を公定歩合引下げ幅以下にとどめたのは、最近の定期性預金の比重増大によって預金コストが上昇傾向にあることを考慮したものとされている。

(1) 短期貸出金利(基準レート) 7.25% (7.5%)
ただし輸出関係分 6.70% (8.2%)

(2) 中期貸出金利(5年もの)

イ. 設備関係	フランス銀行再割適格	8.6% (9.1%)
	同 非適格	9.35% (9.85%)

ロ. 輸出関係	E E C諸国向け	7.0% (7.5%)
	E E C域外向け	8.5% (同左)

◇フランス、景気調整基金の一部凍結解除

フランス政府は1月13日の閣議において、景気調整基金に凍結されている71年度予算(約20億フラン)のうち、住宅、教育および環境政策に関する合計約350百万フランの支出計画について凍結を解除するとの措置を決定した。これはさきの公定歩合引下げに統いて経済の安定成長を実現するために採られたものであるが、インフレ回避の配慮から解除金額はきわめて少額にとどめられている。

なお、政府は同閣議において物価抑制策の一環として、紅茶、コーヒー等一部食料品につき付加価値税率の引下げ(17.6→7.5%)を決定した。

◇イタリア銀行、貸付金利を引下げ

1. イタリア銀行は1月9日、同行貸付関係金利を0.5

%引き下げ、11日から実施する旨発表した。なお、割引関係金利は据え置かれた。同行の新貸出金利体系は次のとおり(カッコ内は旧レート)。

(1) 割引

商業手形	5.5%または7.0%(注1)	(同左)
食糧備蓄機関手形	3.5%	(同左)

(2) 貸付

通常貸付	5.0% (5.5%)
債券担保特別短期貸付	5.0~6.5%(注2) (5.5~7.0%)

(注1) 当該再割引実施直前の半期(1~6月または7~12月)の商業手形再割引額の平均残高が支払準備積立て所要額の5%をこえる銀行に対しては、7.0%の高率が適用される。

(注2) 同一取引先に対する6ヶ月以内の貸付ひん度に応じ、第1回目については基準レート(5.0%)を適用、第2、第3および第4回目以降については0.5%ずつの累進的割引金利を課する(それぞれ5.5%、6.0%、6.5%)。

2. 今次措置は、米国、フランスの公定歩合引下げ等海外金利の低下に追随し、かたがたこのところ停滞を伝えられている設備投資の刺激をもねらいとしたものとみられる。

◇イタリア、資本流出抑制措置を一部緩和

イタリア当局は最近の外貨事情の好転にかんがみ、資本流出抑制措置(70年2月実施、45年3月号「要録」参照)の一部を1月7日以降次のように緩和することとした。

輸出代金の回収期間を、「引渡し後120日以内」(注)から「同最長1年まで」と改める。ただし、輸入代金の前払期間の制限(輸入前最長30日まで)は変更しない。

(注) 70年2月、「引渡し後最長1年まで」を「同120日以内」に短縮したもの。

◇スペイン、公定歩合を引下げ

1. スペイン銀行は1月22日、公定歩合を0.25%引き下げ翌23日から実施する旨発表した。これにより、同行の貸出金利体系は次のとおりとなった(カッコ内は旧レート)。

再割引金利	6.25% (6.5%)
担保貸付金利	7.75% (8.0%)

2. 今回の措置は、最近の海外金利の低下に追随するとともに、このところ沈滞ぎみの国内景気の浮揚を図ったものとされている。なお本措置と同時に、自動車等の賦税信用条件の緩和、住宅建築促進措置等も実施された。

◇スウェーデン、市中貸出規制の廃止等

スウェーデンのリクスバンク(中央銀行)は、1月8日、設備投資の過度の落込み防止などをねらいとして市

中貸出規制の廃止等一連の金融緩和措置を決定した。

措置の内容次のとおり。

(1) 71年1月以降市中貸出規制(注)を廃止する。ただし、今後の貸出増加分は、主として企業の設備投資資金に振り向けることとし、一般貸付(とくに消費者ローン)は従来どおり抑制ぎみに運用することを要する(銀行は定期的にリクスバンクあて設備投資貸出の報告を要求されることになる予定)。

(注) 70年4月30日、リクスバンクと市中銀行との間で70年末の銀行貸出(住宅貸付を除く)残高を69年末比4%増以内に抑制する旨協定。

(2) リクスバンクの対金融機関貸出金利(注)の引下げ。従来同貸出金利は「自己資本の1/2相当額までについては8%、それをこえる分については10%」となっていたが、これを「1/4%相当額までについては7%、それをこえる分については9%」に改める。

(注) 本件の対金融機関取引レートは52年6月以降、市場の実勢に応じ変更される扱いとなっている。なお、スウェーデンではリクスバンクの対非金融機関取引における手形割引レートが公定歩合(現行7%)として扱われている。

(3) 「最低現金比率制度」に基づく市中銀行のリクスバンクに対する預け金(69年8月以降実施。現在の準備率は預金量の1%、無利子)に付利することとし、期末に公定歩合(現行7%)相当の利子を支払う。

なお「最低流動比率」は現行のまま据え置かれる(商業銀行、貯蓄銀行、農業銀行に対して30%、その他については24%、詳細は44年4月号「要録」参照)。

◇デンマーク、公定歩合を引下げ

デンマーク国民銀行は1月20日、公定歩合を1%引き下げ8.0%とし即日実施する旨決定した。同国の公定歩合は69年5月10日の大幅な引上げ(7.0→9.0%)以降、戦後最高の危機レートといわれる水準を維持してきたものである。

同行は発表文の中で、「本措置は最近の国際金利水準の低下に伴う海外短資の流入に対処するもので、最近における外貨繰りの若干の好転によって可能となった。しかし国際収支赤字の問題は依然として残っており、このため現行の引締め政策は引き続き堅持する」と説明している。

デンマーク経済は、昨年央來漸次鎮静に向かい一つあるものの、資金・物価の大幅な上昇、貿易収支の赤字幅拡大が続いている。このため政府は昨年11月に物価凍結を含む一連のインフレ抑制策を決定した(1月号「要録」参照)。政策当局としては、今次引下げが現在行なわれている賃金改訂交渉(2月10日発効予定)に悪影響を及ぼすことを懸念して、引締め政策堅持の意向をあらためて

強調したものとみられている。

今次利下げに伴い、市中銀行の標準貸出金利は12%から11%に引き下げられた。

なお預金金利については、銀行監督委員会(国民銀行、商業銀行、貯蓄銀行の代表者で構成)における合意^(注)に基づき、今次公定歩合引下げを機に従来の銀行間の金利協定が廃止される予定である。

(注) 70年5月の委員会において、次回の公定歩合引下げ以降、市中金利協定を廃止する旨合意に達していた。なお、貸出金利については従来から金利協定は行なわれていない。

デンマークの主要経済指標

	1969 年	1970年				
		第1 四半 期	第2 四半 期	第3 四半 期	10月	11月
○失業者数 (千人、月平均)	31.2 (38.7)	47.1 (57.9)	14.0 (20.4)	9.3 (12.7)	17.0 (16.2)	
貿易指數 (1963年=100)	185 (11.4)	192 (9.1)	202 (9.8)			
小売売上高 指數* (1963年=100)	171 (9.6)	185 (12.1)	191 (13.7)	190 (9.8)	195 (8.9)	
卸売物価指數 (1963年=100)	120 (3.4)	127 (8.5)	129 (8.4)	128 (5.8)	128 (4.9)	128 (4.1)
消費者物価指數 (1963年=100)	142 (3.6)	147 (5.8)	149 (5.7)	153 (7.7)	155 (7.6)	
輸出(fob)* (月平均、百万ドル)	247 (14.9)	265 (9.5)	272 (9.7)	276 (15.0)	289 (15.6)	
輸入(cif)* (月平均、百万ドル)	317 (18.3)	349 (18.7)	377 (17.4)	353 (9.0)	360 (16.1)	
○貿易収支じり* (月平均、百万ドル)	△ 70 (△ 53)	△ 84 (△ 52)	△ 104 (△ 72)	△ 78 (△ 85)	△ 72 (△ 61)	
○金・外貨準備 (末残高、百万ドル)	446 (449)	449 (332)	342 (372)	393 (315)	428 (346)	464 (396)

(注) 1. カッコ内は前年同期比増減(△)率(%)、ただし○印は実数。

2. *印は季節調整済み計数。

資料: OECD, Main Economic Indicators.

アジア諸国

◇韓国、支払準備率を引下げ

韓国銀行は1月1日、金融機関の支払準備率を次のとおり引き下げた(単位・%)。

	改訂後	改訂前
要求預金分	26(20)	32(25)
定期性預金分	16(13)	18(15)

(注) カッコ内は農業協同組合・同中央会に対する適用率。

今回の措置は、高率の支払準備が金融機関の経理面に与えている負担を軽減するため採られたものである。なお、金融機関の貸出規制枠は変更されていないので、準備率の引下げによって生じた余裕資金は、新規貸出に向

けられることなく、韓国銀行からの借入金の返済に充てられる模様である。

◇韓国、1971年度予算の成立

昨年12月19日、韓国の1971年度(暦年)予算が成立したが、その特色は次のとおりである。

- (1) 69年来実施中の経済安定政策の基本路線に沿って、引き続き均衡予算として編成されたほか、予算規模の前年度比増加率も17.5%(前年度は20.3%)と64年来の最低に抑えられた。
- (2) 岁出面では、国防費が在韓米軍の削減などに伴う自衛力増強の要請から27.1%の大幅な増加をみせ、歳出の4分の1近くを占めるに至り、また一般経費も官吏・軍人の給与ベースの引上げ(15%、71年4月実施)、地方交付金の増額などから20.8%の増加をみせたが、一方、財政投融資は6.8%増と低く抑えられ、歳出に占める比率も30.7%(前年度33.8%)に低下した。
- (3) 岁入面では、関税収入の伸び悩みが予想されるものの、物品税、法人税、所得税等を中心に内国税は70年度並みの大幅な伸びが見込まれており、租税負担率は上昇している(15.6%、前年度15.1%)。

韓国の1971年度予算

(単位・億ウォン)

	1971年度 予算	1970年	
		構成比	度比増減(△)率
歳	租 稅	4,240	80.9 %
	うち内 国 稅	3,622	69.1 %
	關 稅	618	11.8 %
	專 売 益 金	380	7.2 %
	そ の 他	487	9.3 %
入	小 計	5,107	97.4 %
	見 返 り 資 金	66	1.3 %
	ベトナム派遣経費 に対する米国援助	70	1.3 %
	合 計	5,242	100.0 %
歳 出	一 般 経 費	2,348	44.8 %
	國 防 費	1,278	24.4 %
	財 政 投 融 資	1,611	30.7 %
	そ の 他	6	0.1 %
	合 計	5,242	100.0 %

(注) 1ウォンは邦貨約1.1円。

◇台湾、公定歩合等を引下げ

台湾の中央銀行は、昨年12月22日、公定歩合の引下げ(手形再割率で1%方)を行ない、同時に市中銀行の貸出金利(0.72~0.84%方引下げ)、預金金利(1年未満の定期預金を中心に0.24~0.36%方引下げ)の改訂を実施した(カッコ内は旧レート、単位・%)。

(1) 公定歩合(注)

手形再割引	9.80	(10.80)
国債以外を担保とする貸付	10.50	(11.40)
当座貸越	12.50	(13.32)

(注) 国債担保貸付、輸出前貸、輸入決済については据置き。

(2) 市中金利(注)

イ. 貸出金利

手形割引	11.40	(12.24)
担保貸付	12.60	(13.32)
無担保貸付	13.20	(14.04)
貯蓄銀行部門の貸付に適用されていた特別金利 は廃止され、一般金利を適用。		
ロ. 預金金利		
定期預金 1か月もの	5.04	(5.40)
3か月もの	6.24	(6.48)
6か月もの	8.40	(8.64)
9か月もの	8.76	(9.00)
要求払貯蓄預金	4.68	(5.04)

(注) 輸出金融、1、2、3年もの貯蓄預金、普通預金、通知預金の金利は据置き。

今次措置は、最近、国際金利水準が著しい低下傾向をみせたのを機に、国際水準に比べて割高な同国の銀行金利を引き下げて、企業の国際競争力の強化を図るため実施したものであるが、同時に貸出金利を預金金利より大幅に引き下げるこによって、銀行の経営効率向上の努力を促すことをもねらっている。なお、従来主として月利建とされていた金利は、今回からすべて年利建に改められた。

◇インド、公定歩合を引上げ

インド準備銀行は、消費財を中心とする内需の増大を背景に銀行貸出が急増をみ、通貨の膨張と物価の急騰を招いている事情にかんがみ、1月8日、次のとおり公定歩合の引上げをはじめとする一連の金融引締め強化措置を発表した。

(1) 公定歩合の引上げ(5.0→6.0%、9日実施)

(2) 高率適用の強化(商業銀行の純流動比率(注)を33.0%から34.0%に引上げ、29日実施)

(注) 純流動比率($=\frac{\text{現金}+\text{預金}+\text{政府有価証券}-\text{準備銀行等借入金}}{\text{総預金}}$)は、準備銀行借り入れの際公定歩合適用の基準となるもので、本比率を下回った場合には、その差1%につき公定歩合より0.5%高い率が課せられる。なお、商業銀行の流動比率(31%)は据置き。

(3) 商業銀行の預金規制金利の引上げ(期間により0.25~0.5%引上げ、11日実施)、貸出金利の引上げ要請(注)(平均1.0%引上げ、プライム・レートは7.5→8.5%)。

(注) 一般貸出金利の規制は昨年2月以降廃止。

改訂預金金利は次のとおり(カッコ内は改訂前、単位・%)。

91日もの	4.25~4.75	(4.0~4.5)
6か月もの	4.75~5.25	(4.5~5.0)
1年もの	6.0~6.5	(5.5~6.0)
2年もの	6.5~7.0	(6.0~6.25)
3年以上もの	7.0~7.75	(6.5~7.0)
5年以上もの	7.25~7.75	(6.75~7.25)

共産圏諸国

◇ユーゴスラビア、平価切下げを実施

ユーゴスラビア政府は1月23日、ディナールの平価を1ドル=12.5ディナールから15ディナールへ20%切り下げる決定を24日から実施した。

最近における同国の経済情勢をみると、68年以来企業の投資活動が活発化し、工業生産も増大を続けてきたが、70年にはいり賃金の大幅上昇、消費需要の増大、農業生産の不振などからインフレ圧力が著しく高まり、これを映して国際収支も大幅の悪化をみるに至った(1970年中貿易収支赤字11.8億ドル、同12月末外貨準備高185百万ドル、前年末比68百万ドル減)。このため、政府はインフレ対策として、金融引締めの強化(短期貸出枠の設定、中央銀行再割引枠の削減、消費者信用供与限度額の引下げ)、全工業品価格の凍結を、また輸入抑制策として、輸入預託金の新設、輸入特別税の賦課などを実行してきたが、その後も貿易収支の改善がみられなかったことから平価切下げに踏み切ったものとみられる。なお、平価切下げに伴い、輸入預託金は廃止され、輸入特別税の税率は5%から2%に引き下げられた。